

## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開いたします。

※令和5年7月1日現在

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	東京都港区海岸2丁目1番16号

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
19	5	27,552	18,987	31.1%

マージン率とは：

派遣先より株式会社ピーブイシステムズに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営費用	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・ ビジネスコミュニケーション研修
- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ 各種技術研修
- ・ リーダー研修

### 3. キャリアコンサルティング窓口について

キャリアコンサルティング窓口：03-3769-5701

### 4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結有無	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
労使協定の有効期限の終期	2024年3月31日